

事務連絡
平成30年9月5日

各都道府県教育委員会外国語教育担当課
各指定都市教育委員会外国語教育担当課
各都道府県私立学校事務主管課
附属小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小・中学部を含む）
を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局国際教育課

小学校外国語教育における新教材の必要部数調査について

平素から、外国語教育の推進に当たり、格別の御理解、御協力をいただきありがとうございます。

平成31年度に使用する小学校外国語教育における新教材を平成30年度中に配布するため、必要部数調査を行います。別紙に基づき、平成30年10月5日（金）までに調査票の提出をお願いします。

都道府県教育委員会においては、域内の市区町村（政令指定都市を除く）教育委員会の調査票についても取りまとめのうえ、提出をお願いします。

【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局

国際教育課外国語教育推進室

担当：上田、柁木、仁科

TEL 03-5253-4111

(内線3787)

FAX 03-6734-3738

配布方法について

1. 配布物について

以下のものを、平成31年度使用分として平成30年度末（2月頃の予定）に配布します。
今年度は、小学校に対するデジタル教材の配布はありません。

①児童用冊子（通常版）※		
配布物一覧		配付対象
・ 3年生用		児童1人につき原則として1冊配布 各学校に2冊配布
・ 4年生用		
・ 5年生用		
・ 6年生用		
②教師用指導書		
・ 3年生用		各学校に2冊配布
・ 4年生用		
・ 5年生用		
・ 6年生用		

視覚に障害がある児童（その他教育上の必要が認められる場合）に配付

③拡大版		
配布物一覧		配付対象
・ 3年生用	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	※1人の児童が通常版と拡大版の両方を受け取ることはできません。 ※拡大版については、18pt、22pt、26ptのいずれかを選択ください。 ※5、6年生については1人につき該当学年の拡大版とHi, friends!の拡大版の2冊を選択ください。
・ 4年生用	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	
・ 5年生用	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	
・ 6年生用	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	
・ Hi, friends! 1	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	
・ Hi, friends! 2	・ 拡大版(18pt)/ (22pt)/ (26pt)	
④点字版		
配布物一覧		配付対象
・ 3年生用		※1人の児童が通常版と点字版の両方を受け取ることはできません。 ※5、6年生については1人につき該当学年の点字版とHi, friends!の点字版の2冊を選択ください。
・ 4年生用		
・ 5年生用		
・ 6年生用		
・ Hi, friends! 1		
・ Hi, friends! 2		

⑤中学校用		
配布物一覧		配付対象
・ 3年生用	児童用冊子 教師用指導書 デジタル教材のセット	3. 配送先に記載の関係機関を經由し、 各学校に1部配布 (小中連携の推進に資するために配布します。)
・ 4年生用		
・ 5年生用		
・ 6年生用		

⑥その他	
○都道府県及び政令指定都市教育委員会、その他市区町村教育委員会、都道府県私立学校主管課（域内に私立小学校を有しない県を除く）に配布予定。配付冊数は文部科学省で調整。	
○転入・転出による過不足の調整は、 原則として関係学校間で調整すること とし、状況に応じて数冊ずつ予備として教育委員会等に配付しているもので対応することとする。	

2. 対象校

新教材の配布を受けることができるのは、以下の学校です。

- ・学校教育法第1条に定められた「小学校・中学校」、「義務教育学校」、「特別支援学校」のうち小学部・中学部を有する学校
- ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けて設置された「小学校・中学校」

3. 配送先

提出された調査票に基づき、報告された住所に直接配送します。なお、新設校など2月に受け取ることができない場合は、受け取ることができる場所の住所を記入してください。

中学校配送分については、公立中学校等については設置者の教育委員会宛て、私立中学校等については各都道府県私立学校主管課宛て、国立大学附属中学校等については国立大学法人附属学校事務主管課宛て、株式会社立中学校については構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課宛てにそれぞれ送付します。関係機関におかれては、それぞれが所管する各中学校等に送付願います。

4. 調査票の提出について

○提出締切り 平成30年10月5日（金）

○提出先 shinkyo@mext.go.jp（外国語教育推進室宛て）

○提出物 【別紙1】及び【別紙2】

○メール件名

- ・各都道府県及び政令指定都市教育委員会の場合
件名：【公立・〇〇県（政令指定都市の場合は〇〇市）】「小学校外国語教育における新教材の必要部数調査」
- ・各都道府県私立学校主管課の場合
件名：【私立・〇〇県】「小学校外国語教育における新教材の必要部数調査」
- ・国立大学法人の場合
件名：【国立・〇〇大学】「小学校外国語教育における新教材の必要部数調査」
- ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体株式会社立学校事務主管課の場合
件名：【株立・〇〇〇（法人名）】「小学校外国語教育における新教材の必要部数調査」

6. 調査～配布のスケジュール

- ・10月5日（金） 文部科学省への調査票の提出締切り
- ・10月中 文部科学省にて調査票のチェック
- ・2月中 配送
※到着後、各学校で冊数を確認し過不足を報告いただく予定